

2 学部・予科入学資格者追加にともなう学則改正の件認可

〔大正十三年四月〕

学則改正認可申請書

(注記1) 本学大学部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並ニ理由相添エ此段認可申請候也

東京市神田区錦町二丁目二番地

(注記2)

財団法人 中央大学々々長

設立者 法学博士 岡野敬治郎 印

大正十三年三月十八日

(注記3) 文部大臣 江木干之殿

1) 札 (下)

学則改正要旨及理由

学部入学資格者中ニ専門学校令ニ依ル旧大学部卒業生及附属専門部卒業生ヲ加エ大学予科入学資格者中ニ実業学校卒業生ヲ加フル為メ之ニ関スル学則ヲ改正セントス

学則ヲ改正スベキ点

大学部学則第十一条及第四十八条、第四十九条ヲ左記ノ通り變更ス

(新旧規程対照別冊添付)

一、第十一条ヲ左ノ通り改正ス

第十一条 本大学ニ入学ヲ許スハ本大学予科ヲ卒業シタル者

トス

前項ノ入学者ヲ收容シ尚余裕アルトキハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス

一、高等学校高等科卒業生又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認めタル者

二、本学旧大学部卒業生及本学〔<sup>(抹消)</sup>附属〕<sup>(加筆)</sup>専門部卒業生

但シ〔<sup>(抹消)</sup>新规定ニ依ルモノニ限ル〕<sup>(加筆)</sup>〔大正七年文部省令第

三号第二条第四号ニ依リ指定セラレタルモノニ限ル〕

三、〔<sup>(抹消)</sup>本〕<sup>(加筆)</sup>〔他ノ〕大学予科〔<sup>(抹消)</sup>同等学校ノ〕卒業並ニ〔<sup>(抹消)</sup>本学

専門部同等専門学校卒業生〕<sup>(加筆)</sup>〔他ノ〕専門学校卒業生ニシ

テ前項但書該当者〕

(注記4) 一、第四十八条中七号八号ヲ削ル

二、第四十九条中三号六号ヲ削リ順次繰上グ

(表紙)

中央大学学則

中央大学学則

第一章 総 則

第一条 本大学ハ法律、政治、経済、商業ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授シ并其淵奥ヲ攻究スル所トス

第二条 本大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ大学予科ヲ附置ス

第三条 学部ニ於テハ法律、政治、経済、商業ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

大学院ニ於テハ学部ニ於テ教授スル學術ノ淵奥ヲ攻究セシム  
大学予科ニ於テハ各学部ニ入ルニ必要ナル高等ノ普通学科ヲ教授ス

第四章 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五章 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日(十一月十一日)

第六条 各学部ヲ卒業シタル者ニハ其卒業證書ヲ授与ス

第七条 各学部ニ三年以上在学シテ卒業シタル者ハ其学部ニ從ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第一節 学科課程

第八条 各学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第九条 学部ヲ分チテ左ノ三トス

- 一、法学部
- 二、経済学部
- 三、商学部

第十条 各学部ノ必修科目、選択科目、随意科目、其配当及ヒ毎週授業時数左ノ如シ

第一 法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	毎週授業時数	科目	毎週授業時数	科目	毎週授業時数	科目
必修科目	三	民法(物権及債権各論)	四	民法(相続)	二	
憲法	三	民法(物権及債権各論)	四	民法(相続)	二	
民法(総則、物権、債権各論)	一二	刑法(各論)	二	商法(海商形)	四	
刑法(総則)	二	商法(総則、商行為)	六	民事訴訟(第二編及至第八編)	四	
外国法(英法、独法ノ内一)	四	民事訴訟法(第一編)	二			
		刑事訴訟法	二			
		民事、刑事実習	二	同上	二	
		外国法(英法、独法ノ内一)	四	同上	四	
選択科目						
経済学	四	行政法	四	法理学	二	
社会学	二	国際公法	四	法制史	二	
羅馬法	二			国際私法	二	
				破産法	二	
				財政学	四	
随意科目						
英語若クハ独逸語	三	同上	二	同上	二	

○選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目第二学年ニ在テハ一科目第三学年ニ在テハ二科目若クハ三科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第二 経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時数	科目	授業時数	科目	授業時数
必修科目	経済原論	四	銀行論(信用、貨幣ヲ含ム)	四	商業政策	二
	経済地理	二	交通政策	二	工業及社会政策	二
	政治学	二	農業政策	二	植民政策	二
	憲法	三	政治史	二	財政学	四
	民法	一、二	民法	四	保険学	三
	社会学	二	国際公法	四	外交史	二
選択科目			経済史及経済学史	二	行政法	四
					英語経済	二
					演習	二
統計学	二	二	会計学	二	取引所論	二
簿記原理	二	二	外国為替	二	国際私法	二
刑法総論	二	二	刑法各論	二		
随意科目			商法	六	同上	四
独逸語	三	三	同上	二	同上	二

○選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ二科目若クハ三科目、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ

経(シ)

第三 商学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時数	科目	授業時数	科目	授業時数
必修科目	簿記(銀行)	二	商工経営	三	交通論(海、鉄、道)	四
	商品学	二	商業地理	二	保険論(海上、生命)	三
	経済原論	四	銀行論	二	財政学	二
	民法(物、総則)	四	民法(債権)	三	会計学	二
	工業通論	二	商法(総則、商行、為、会社)	二	商法(海、手、形)	二
	取引所(売買論ヲ含ム)	二	簿記(工業)	二	商業事情	四
	貨幣論(信用ヲ含ム)	二	商業政策	二	商業実務	二
	商業英語	二	社会及工業政策	二	演習	二
選択科目			商業英語	二	同上	二
			商業実務	二		
商業史	二	二	倉庫関税	二	植民政策	二
統計学	二	二	農業政策	二	国際私法	二
憲法	三	三	行政法	四	破産法	二
随意科目						
名著研究	二	二	同上	二	同上	二
第二語(仏、独、露、支那ノ内一)	三	三	同上	二	同上	二

(注記5) ◎選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ一科目若クハ二科目、第二学年ニ在テハ同上、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

## 第二節 入学、休学及ヒ退学

第十一条 本大学ニ入学ヲ許スハ本大学予科ヲ卒業シタル者、高等学校高等科ヲ卒業シタル者及ヒ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認めタル者トス

第十二条 本大学ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学級ニ編入ス但本大学ノ学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

(下)第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歷書ヲ添ヘテ本大学ニ差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但他ノ同等学校ヨリ転学スル者ハ此限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ

ルトキ亦同シ

第十八条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二个月以上修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上學長ニ則出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ得

第十九条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス  
給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十一条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十八条ノ規定ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十二条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

- 一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者
- 二 出席常ナラサル者
- 三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一介年間缺席シ又ハ正当ノ事由ナク一个月以上缺席シタル者

第二十四条 第八章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四个月以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

## 第三節 試験

第二十五条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再試験ヲ舉行ス

但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十七条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第二十八条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年

配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス

但科目ト称スルハ第十条ノ学科課程表ニ依ル

第二十九条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

第四節 学 費

第三十条 大学部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十一条 授業料ハ一学年金八十八円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月(金三十二円)

第二期 九月(金三十二円)

第三期 一月(金二十四円)

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十三条 学生在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十四条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ納付スヘシ

第三十五条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十六条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 大学院

第三十七条 大学院ノ入学期ハ毎学年ノ始トス但時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十八条 本大学ノ卒業生ニシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ特ニ研究セントスル事項ヲ具シ学長ニ願出テ其許可ヲ得ヘシ

本大学ノ卒業生ニ非スシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シテ差出シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ検定料トシテ金十

円ヲ納ムヘシ

第三十九条 大学院学生ノ在学ハ其年限ヲ定メス二年以上在学スル者ハ研究シタル事項ニ付卒業論文ヲ提出スルコトヲ得此

場合ニ於テハ受験料金二十円ヲ納ムヘシ

中央大学史資料集 第5集

正誤表をご確認ください

第四十条 卒業論文ハ学長ニ於テ教授中ヨリ三名ノ委員ヲ選ビ之ヲ審査セシメ其報告ニ依リ各学部教授会之ヲ批判ス

合格シタル卒業論文ハ学生各自ニ於テ之ヲ公刊スヘシ

第四十一条 大学院学生ハ各研究室ニ於テ学長ノ指定スル指導教授ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四十二条 大学院学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

大学院学生ハ学長ノ許可ヲ受ケ各学部ノ講義実習等ニ出席スルコトヲ得

第四十三条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其研究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教授ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十四条 大学院学生ハ研究料トシテ一学年金三十三円ヲ納ムヘシ

第四十五条 条十五條乃至第二十四條ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

#### 第四章 大学予科

##### 第一節 学科課程

第四十六条 大学予科ノ修学期間ヲ三学年トス

第四十七条 大学予科授業科目、其配当及ヒ毎週授業時数左ノ如シ

#### 第一部 (法科、経済科)

第一学年	第二学年	第三学年
科目 倫理	科目 倫理	科目 倫理
授業時数 一	授業時数 一	授業時数 一
外国語(漢文)	外国語(漢文)	外国語(漢文)
授業時数 五	授業時数 五	授業時数 五
歴史及地理	歴史	歴史
授業時数 四	授業時数 四	授業時数 四
外国語(英語)	外国語(英語)	外国語(英語)
授業時数 一〇	授業時数 一〇	授業時数 一〇
数学	数学	数学
授業時数 四	授業時数 四	授業時数 四
自然科学	自然科学	自然科学
授業時数 二	授業時数 二	授業時数 二
体操	心理学	哲学概説
授業時数 二	授業時数 二	授業時数 二
	簿記	経済通論
	授業時数 二	授業時数 二
	体操	簿記
	授業時数 二	授業時数 二
随意科目	随意科目	随意科目
授業時数 二	授業時数 二	授業時数 二

#### 第二部 (商科)

第一学年	第二学年	第三学年
科目 倫理	科目 倫理	科目 倫理
授業時数 一	授業時数 一	授業時数 一
外国語(漢文)	外国語(漢文)	外国語(漢文)
授業時数 五	授業時数 五	授業時数 五
歴史地理	歴史地理	歴史地理
授業時数 四	授業時数 四	授業時数 四
外国語(英語)	外国語(英語)	外国語(英語)
授業時数 一〇	授業時数 一〇	授業時数 一〇
数学	数学	数学
授業時数 四	授業時数 四	授業時数 四
自然科学	自然科学	自然科学
授業時数 二	授業時数 二	授業時数 二
体操	簿記	簿記
授業時数 二	授業時数 二	授業時数 二
	簿記	簿記
	授業時数 二	授業時数 二
	簿記	簿記
	授業時数 二	授業時数 二
随意科目	随意科目	随意科目
授業時数 二	授業時数 二	授業時数 二

第二外国語(独逸語)	二	同	上	二	同	上	二
	二	同	上	二	同	上	二
随 意 科 目							
		体	操	二	簿	記	二
		心	理	学	二	商	業
		二	商	業	通	論	二
		二	商	業	数	学	二
		二	商	業	通	論	二
		二	法	学	通	論	二
		二	自	然	科	学	二
		二	同				二
		二	同				二
		二	同				二
		二	同				二

第二節 入学、休学及ヒ退学

第四十八条 大学予科ニ入学ヲ許スハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学四年終了程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス朝鮮人及ヒ台湾人亦之ニ準ス

(一) 中学校四学年修了者 (二) 高等学校尋常科修了者 (三) 高等学校高等科入学資格試験合格者 (四) 専門学校入学者検定規定ニ依ル試験検定合格者 (五) 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ〔<sup>(抹消)</sup>検定シタル者〕〔<sup>(加筆)</sup>指定セラレタル者〕 (六) 文部大臣ニ於テ一般ノ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者 (七) <sup>(抹消)</sup>師範学校卒業者 (八) 甲種商業学校卒業者

(注記6)

(注記7)

第四十九条 左ノ各号ノ一ニ該当シ前級各科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第二学年以上ニ入学ヲ許ス  
 (一) 中学校卒業者 (二) 高等学校高等科一学年修了者 (三) <sup>(抹消)</sup>師範学

校卒業者) (四) 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者 (五) 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者 (六) <sup>(抹消)</sup>甲種商業学校卒業者) 第五十条 大学予科ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ  
 第五十一条 入学志願者ノ数募集人員ニ超過スルトキハ其選抜試験ヲ行フ  
 第五十二条 第十五条乃至第二十四条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第三節 試 験

第五十三条 各科目ノ試験成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス  
 第五十四条 不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教授会ノ銓衡ニ依リテ仮ニ進級セシムルコトヲ得此場合ニハ不合格ノ科目ニ付キ再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス  
 第五十五条 引続キ二回原級ニ止マリタル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ  
 第五十六条 第二十五条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第四節 学 費

第五十七条 大学予科ニ入学スル者ハ入学科トシテ金五円ヲ納ムヘシ  
 第五十八条 授業料ハ一学年金七十七円トス左ノ三期ニ納ムヘシ  
 第一期 四月(金二十八円) 第二期 九月(金二十八円)

第三期 一月(金二十一円)

第五十九条 第三十二条乃至第三十六条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

#### 第五章 給費生及ヒ特待生

第六十条 学生中学術優等品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第六十一条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学費ヲ給与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第六十二条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

#### 第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十三条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第六十四条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第六十五条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ從ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第六十六条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第六十七条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十八条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツ、月賦返納スヘシ

第六十九条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第七十条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸与ヲ受ケタル金額ヲ即時ニ返納ンヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第七十一条 本大学卒業者ニシテ學術優等、品行方正ニシテ將來學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第七十二条 本章ノ規定ハ之ヲ大学予科学生ニ適用セス

#### 第七章 学生心得

第七十三条 出校スルトキハ必ス制服、制帽、洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第七十四条 出校スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命ス

第七十五条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十六条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第七十七条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第七十八条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上闕席スルトキハ証明



書ヲ添附スルコトヲ要ス

案

第七十九条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个

中央大学

月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ  
為スコトヲ要ス

(注記12) 大正十三年三月十八日付申請其ノ学々則中変更ノ件認可ス  
年月日

第八章 懲 罰

文部大臣

第八十条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルト  
キハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シタ  
ル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

備考

第八十一条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改  
悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

一、第十一号 学部入学資格者中ニ大正七年文部省令第三号第  
二条第四号ニ依リ指定セラレタル者ヲ加フ(高等試験予備試  
験免除ノ特典ヲ受クル者)  
二、第四十八号第四十九条中 師範学校及甲種商業学校卒業  
者ヲ削除

第八十二条 前二条ノ規定ニ依リ停学者クハ退学ヲ命シタルト  
キハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学  
校ニモ之ヲ通知スヘシ

(裏表紙)

東京市神田区錦町二丁目二番地

大正十三年二月 中 央 大 学

(注記8) 大正十三年四月四日

(注記9) 第二課長 (赤間) (豊田) (丸岩)  
次官 (松浦) (栗屋) (伊藤) (丸岩)  
専門学務局長 (栗屋) (伊藤) (丸岩)

(注記10) 私立大学学則變更認可ノ件  
(注記11)

(注記1) 「文部省/大正13・3・26/東專76号」  
(注記2) 「大正十三年三月廿五日/子学第三、一四六号/東京府經由」  
(注記3) 「一」(簿冊内件名番号)  
(注記4) 「番号訂正・但書訂正」/「三三二四号二四号挿入」/「十八字訂正」  
(注記5) 「(第十一号ヲ改ム)」/「」  
(注記6) 「六字訂正」/「(朱書)」  
(注記7) 「(八字削ル)」/「(朱書)」  
(注記8) 「(八字削ル)」/「(朱書)」

(注記8)

「要記入」<sup>(西田)</sup>「完」

(注記9)

「文部省／東專96号／年月日」

(注記10)

「裁決定／5月9日」

(注記11)

「記録掛／14・6・9／受領」

(注記12)

「5月9日／発送済」<sup>(宮下)</sup>

(下札1)

「類別 わ一ノ四／聯繫 /登録追加 /<sup>(有原)</sup>件名 東京府經由、中

央大学々則中変更認可／番号 東專九六／結了年月日 六、一三、

五、九／保存年限 ムキ／冊数 三冊、一」

(下札2)

「<sup>(朱鷺)</sup>第十一條ノ一ヲ改ム」

「第十一條 本大学ニ入学ヲ許スハ本大学予科ヲ卒業シタル者トス

前項ノ入学者ヲ収容シ尚余裕アルトキハ左ノ各号ノ一ニ該当ス

ル者ニ就テ銓衡ノ上入学ヲ許ス

一、高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力

アリト認メタル者

二、本学旧大学部卒業者及本学専門部卒業者但シ<sup>(抹消)</sup>「新課程ニ依

ル者ニ限ル」<sup>(加筆)</sup>〔大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依リ

指定セラレタル者ニ限ル〕

三、<sup>(抹消)</sup>〔本〕<sup>(加筆)</sup>〔他〕<sup>(抹消)</sup>「大学予科」<sup>(抹消)</sup>「同等学校ノ」卒業者並ニ<sup>(抹消)</sup>「本学専

門部」<sup>(抹消)</sup>〔同等専門学校卒業者〕<sup>(加筆)</sup>〔他〕<sup>(抹消)</sup>「専門学校卒業者ニシテ

〔右□□□□〕前項但書該当者」<sup>(抹消)</sup>印

〔自大13年5月至昭22年3月  
中央大学 第5冊』文  
部省④3A, 9-2, 109